

第4次さいたま市 男女共同参画のまちづくりプラン (平成31(2019)年度～平成35(2023)年度)

ひと ひと
～女と男 市民一人ひとりが人権を尊重しあい
共に生きるさいたま市の実現～



平成31年3月

計画の目的

第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン（以下「第4次プラン」）は、「第3次プラン」の計画期間（平成25年度～平成30年度）が終了したことを受けて、引き続き、市の男女共同参画施策の今後の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

計画の位置付け

- ◇「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第10条第1項に基づく基本計画です。
- ◇「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。
- ◇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「さいたま市女性活躍推進計画」を包含しています。

計画の基本理念

第1次プランから第3次プランへと掲げてきた基本理念を引き続き尊重し、計画を推進します。

ひと ひと
**女と男 市民一人ひとりが人権を尊重しあい
共に生きるさいたま市の実現**

計画の期間

第4次プランの計画期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間とします。
なお、計画期間中においても、男女共同参画社会基本法の改正や社会情勢の激変など、第4次プランを取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行います。

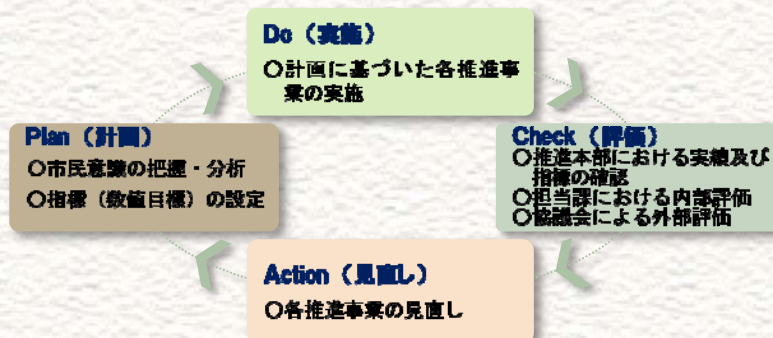
計画の推進

計画の推進に当たっては、市と市民と事業者との協働により、推進します。推進の具体的方法として、右記の5つの点に留意して計画を推進します。

- ① さいたま市男女共同参画推進本部
- ② 指標（数値目標）の設定
- ③ さいたま市男女共同参画推進協議会
- ④ 事業・数値目標の見直し
- ⑤ 年次報告書の作成と公表

計画の進行管理

PDCAサイクルを活用し、計画を推進します。



計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 目標 〕

〔 施策の方向 〕



女性活躍：女性活躍推進計画関係

計画における重点事項

第4次プランでは、これまでの取組及び国、県の基本計画並びに社会経済状況の変化等を踏まえ、次の5項目を重点的に取り組みます。

(1) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

固定的な性別役割分担意識から脱却するためには、子どもの頃からの男女平等の理解を深めるための教育が重要であるため、重点事項に位置付けます。



(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 女性活躍

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されなければならない。また将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活気ある社会を構築するためには、あらゆる分野における女性の参画が必要不可欠であるため、重点事項に位置付けます。



(3) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援の充実 女性活躍

男女が共に家庭・地域活動等へ参画するために、子育てや地域活動に関する情報の提供や支援の充実、介護を理由とした離職や孤立した介護生活の防止、長期にわたる介護による心身のストレスの軽減などに取り組むことが必要であるため、重点事項に位置付けます。



(4) 女性の経済的自立に向けた取組の推進 女性活躍

だれもが安定した生活基盤を作れるよう、非正規から正規雇用への転換など、若年層や未婚の女性への経済的自立に向けた支援を推進するため、重点事項に位置付けます。



(5) 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備

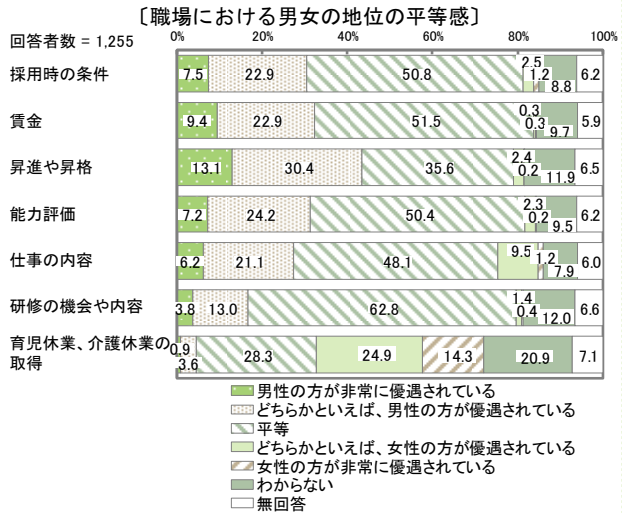
生活上の困難に陥りやすいひとり親家庭の親子等が安心して暮らせるよう相談体制の充実や、世帯や子どもの実情に応じた支援に取り組むため、重点事項に位置付けます。



計画の内容

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

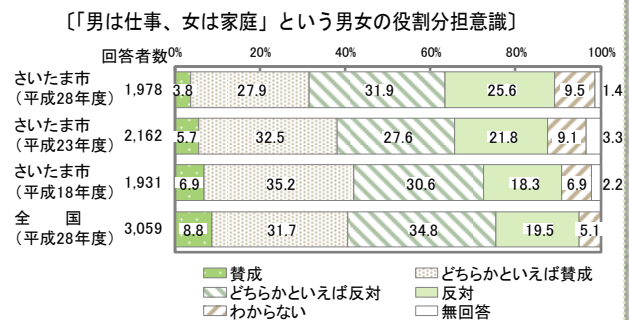
あらゆる立場の人々が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会に向けて、人権尊重のまちづくりを進めるため、今後も引き続き、男女共同参画についての理解や性の多様性の更なる理解を促進し、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、教育・学習・啓発の機会の充実を図ります。



- 施策の方向1 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究
- 施策の方向2 男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知
- 施策の方向3 市民・事業者との連携の推進
- 施策の方向4 男女共同参画推進センター機能の充実

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

性別による固定的な役割分担に捉われない意識が醸成されるよう、学校教育や家庭教育、生涯学習において、男女平等について学ぶ教育を進めます。また、男女が共に生活、経済、精神的に自立し、多様な生き方を選択できる力を育む教育を目指します。



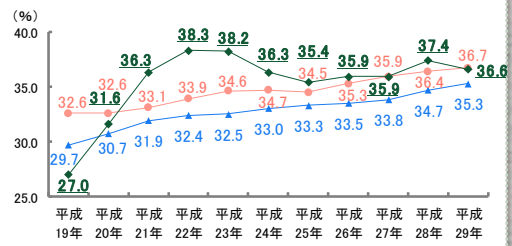
さらに、様々な形態のメディアを介し、多くの情報があふれている社会において、メディアを読み解き活用する能力（メディア・リテラシー）の向上を図るとともに、広報や出版物などの情報発信において、男女の人権を尊重した表現が行われるよう推進します。

- 施策の方向1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 施策の方向2 男性にとっての男女共同参画の推進
- 施策の方向3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実【重点事項1】
- 施策の方向4 メディアにおける男女共同参画の推進

目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

多様な価値観と発想を取り入れるため、政治・経済・地域など、様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、市が積極的に事業者や団体などへ働きかけを行うことが必要です。今後においても、あらゆる機会を通じて市民及び事業者と協力して、意欲と能力のある女性が職場で活躍することができるよう積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に努めます。

〔審議会等における女性委員割合の推移〕



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大【重点事項2】

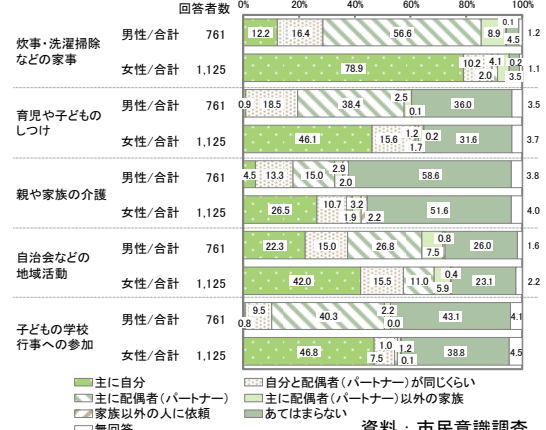
女性活躍

施策の方向2 あらゆる分野における女性の参画の拡大

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

ワーク・ライフ・バランスを実現するため、性別による固定的な役割分担意識の解消や、これまでの仕事中心の生き方や長時間労働の見直しなど、社会全体の意識改革を進めます。そのため、男女がともに育児や介護などに取り組み、家庭生活や、地域社会への参画を図りながら働き続けることができるよう、ライフスタイルに応じた多様な働き方の啓発や、子育て支援・介護サービスの充実に努めます。

〔家庭生活における役割分担〕



資料：市民意識調査

また、男性の家事・子育て・介護、地域活動への積極的な参加を促す取組を進めます。

施策の方向1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実【重点事項3】

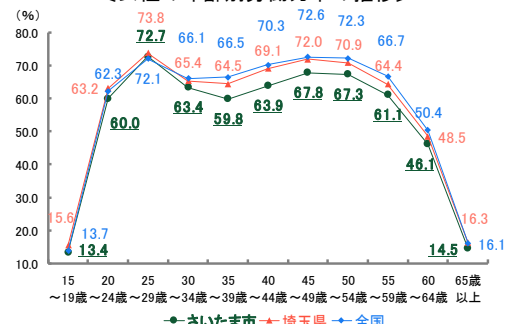
女性活躍

施策の方向3 男性の家庭生活・地域活動への参加の促進

目標Ⅴ 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

働くことを希望する人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮することができるよう、均等な機会と待遇の確保を進めると同時に、女性が働くことへの周囲の理解や、多様で柔軟な働き方への支援を図ります。また、子育てや介護等を理由に離職した後の再就職支援、能力開発の支援などの働きたい女性が働き続けられる環境づくりを進めます。

〔女性の年齢別労働力率の推移〕



資料：国勢調査（平成27年）

施策の方向1 働く場における男女の均等待遇の促進

施策の方向2 女性の経済的自立に向けた取組の推進【重点事項4】

女性活躍

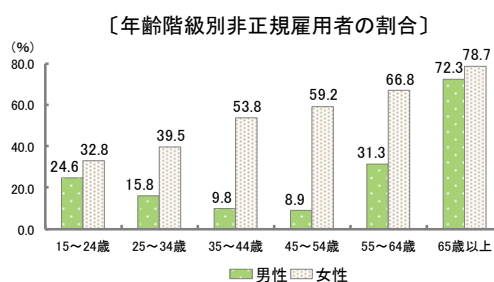
目標VI だれもが安心して暮らせるまちづくり

生活上の様々な困難の解決を図るため、高齢者や障害者をはじめ、ひとり親家庭や在住外国人、生活困窮者などの自立に向けて、生活の支援や社会参画を促進し、だれもが安心して暮らせるよう相談しやすい環境を整備するとともに、関係機関や地域団体などと連携して支援に取り組みます。

また、男女がともに生涯を通じて健康な生活を送るために、健康づくりに関する学習機会の提供や情報提供を行うとともに、妊娠・出産期、思春期、更年期等の時期をとらえて、母子保健サービスをはじめ、健診や啓発等、健康づくりを支援します。

災害に強いまちづくりを進めるためにも男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するとともに、災害時において、女性や子ども等の多様なニーズに対応できる体制づくりを進めます。

- 施策の方向1 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備【重点事項5】
- 施策の方向2 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 施策の方向3 性に関する理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり
- 施策の方向4 男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進



資料：内閣府「平成29年度版男女共同参画白書」
※15~24歳は在学中を除く

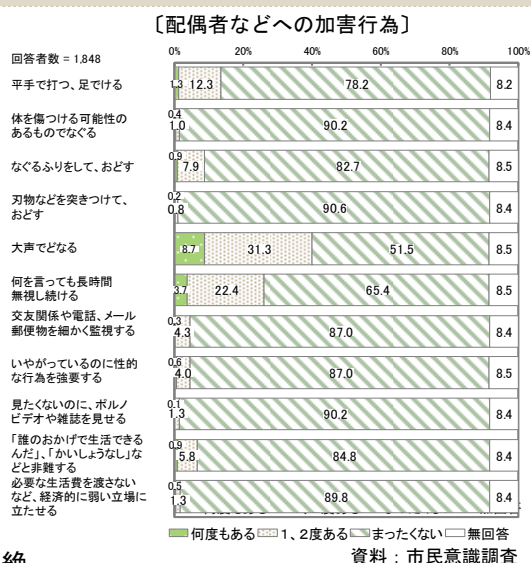
目標VII 女性に対する暴力のないまちづくり

男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、若年層からDVやセクシュアル・ハラスメント等についての周知に努めます。

また、関係機関と連携し、暴力を許さない気運を高めるとともに、被害者が安心して相談できる体制づくりと自立支援の取組を推進します。

さらに、配偶者からの暴力は被害者のみならず、その子どもにも悪影響の連鎖が生じることも指摘されており、被害者の子どもに対する支援を充実します。

- 施策の方向1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 施策の方向2 ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援



計画の主な数値目標

本プランでは、男女共同参画社会の実現に向けて、次の項目について数値目標を設定します。

事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)
審議会等委員への女性の登用促進	審議会等における女性委員の割合	36.1% (平成 29 年度末)	42.0% (平成 35 年度末)
女性職員の管理職への登用促進	管理職女性登用率	一般行政職 11.2% (平成 29 年 4 月 1 日 時点)	一般行政職 14.0% (平成 33 年 4 月 1 日 時点)
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス)に関する 講座の開催	ワーク・ライフ・ バランスの必要性を 意識した受講生の 割合	87.4% (平成 29 年度末)	90% (平成 35 年度末)
積極的な取組を 行っている事業者 への表彰制度の実施	表彰事業者数	2 事業者 (平成 30 年度)	3 事業者/年度 (平成 35 年度)
育児休業・介護休暇 取得の促進	男性の育児休業 取得率※教職員除く	12.1% (平成 29 年度)	13% (平成 32 年度)
女性の再就職支援	ワークステーション さいたまにおける ワンストップ就職 支援サービス利用者数	9,156 人 (平成 29 年度末)	9,600 人 (平成 32 年度)
女性と若者の創業 支援事業	女性創業件数	9 件 (平成 29 年度末)	50 件 (平成 29 年度～ 32 年度累計)
女性と若者の創業 支援事業	若者創業件数	7 件 (平成 29 年度末)	39 件 (平成 29 年度～ 32 年度累計)
病児保育室の拡充	病児保育室施設数	9 施設 (平成 30 年 4 月 1 日)	12 施設 (平成 32 年度)
認可保育所等の 拡充	保育所等利用 待機児童数	315 人 (平成 30 年 4 月 1 日)	0 人 (平成 32 年度)
女性消防団員の 入団促進	女性消防団員数	74 人 (平成 30 年 4 月 1 日 現在)	140 人 (平成 35 年度)

第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン
平成 31 (2019) 年度～平成 35 (2023) 年度
[概要版]

発行：平成 31 年 3 月
企画・編集：さいたま市 市民局 市民生活部 男女共同参画課
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-18
シーノ大宮センタープラザ3F
電話：048-643-5816
FAX：048-643-5801

この冊子は 1,000 部作成し、1 部あたりの印刷経費は 86 円です。